

川口市剪定枝破砕機貸出事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内で発生する剪定枝の有効利用を促進し、もって一般廃棄物の減量と、市民等の廃棄物に対する意識の向上を図るため、市民等に対し、剪定枝用破砕機（以下「破砕機」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市に住所を有する個人、市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合、市内で活動を行う団体及び市内で事業活動を行うもの（特定事業者を除く。）をいう。
- (2) 特定事業者 営利を目的として、植木の売買、管理、剪定、貸し出し等の業を行う者をいう。
- (3) 剪定枝 市民等が所有、占有又は管理する市内の土地内の植木を市民等が自ら剪定した際に発生するものをいう。

（貸出しの対象者）

第3条 破砕機の貸出しを受けることができる者は、剪定枝を自ら処理しようとする市民等とする。

（貸出料）

第4条 破砕機の貸出料は無料とする。

（貸出期間）

第5条 破砕機の貸出期間は、貸出日から起算して7日を経過する日とする。ただし、その日が川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）に規定する週休日又は休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の直後の休日等でない日とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特別の事由があると認めるときは、貸出期間を延長することができる。

（貸出しの予約）

第6条 破砕機の貸出しを受けようとする市民等（以下「申込者」という。）は、貸出しを受けようとする日の属する月の前月の初日（その日が休日等に当たるときは、その日の直後の休日等でない日）から、当該貸出しを受けようとする日の2日前（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等でない日）までに貸出しの予約をしなければならない。

（貸出し手続き）

第7条 申込者は、前条の規定により予約した貸出日に、様式第1号の申込書を市長に提出し、市長の指定する場所において破砕機を受け取るものとする。

- 2 前項に規定する申込書を提出するときは、申込者が市民等に該当することを証する書類を提示しなければならない。この場合において、代理人が申込書を提出するときは、当該代理人の身分を証する書類を併せて提示しなければならない。

（返却方法）

第8条 破砕機の貸出しを受けた申込者（以下「利用者」という。）は、貸出期間の満了する日の午後5時までに、破砕機を清掃の上、市長の指定する場所に返却しなければならない。

（利用報告書）

第9条 利用者は、前条の規定により破砕機を返却するときは、様式第2号の報告書を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 破砕機により処理した剪定枝は、利用者の責において、資源として有効利用し、市の実施するごみ収集への排出及び市の廃棄物処理施設への搬入を行わないこと。
- (2) 利用上の注意を厳守し、保護具を着用するなど十分な安全対策を講じること。
- (3) 破砕機に異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、市に報告の上、その指示に従うこと。

- (4) 騒音及び剪定枝の散乱等により、近隣への迷惑とならないよう注意すること。
- (5) 破砕機を転貸しないこと。
- (6) 破砕機を剪定枝の処理以外に利用しないこと。
- (7) 破砕機の管理に十分注意すること。

(貸出しの中止)

第 1 1 条 市長は、利用者が前条各号に掲げる遵守事項に反したとき、又は特に必要があると認めるときは、貸出期間が満了する日前であっても、貸出しを中止することができる。

(損害賠償)

第 1 2 条 利用者の責に帰すべき事由により、自己又は第三者に生じた損害の責は、利用者が負うものとする。

2 利用者の責に帰すべき事由により、破砕機を滅失し、又は毀損したことにより生じた損害の責は、利用者が負うものとする。

(貸出し回数)

第 1 3 条 同一の市民等に対する貸出しは、年 4 回を限度とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。